

浜田市告示第 58 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定により、多機能端末機を利用して交付する証明書等に係る交付手数料の公金事務を次の者に委託したので、同条第 2 項及び浜田市財務規則（平成 17 年浜田市規則第 55 号）第 38 条の規定により告示します。

令和 8 年 4 月 1 日

浜田市長 三 浦 大 紀

- 1 公金事務の委託を受けた者
所在地 東京都千代田区一番町 25 番地
名 称 地方公共団体情報システム機構
- 2 委託した公金事務に係る歳入等
戸籍住民基本台帳手数料収入及び税証明書手数料収入
- 3 指定をした日
令和 8 年 4 月 1 日
- 4 委託期間
令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで